令和８年（フ）第７２号
三重県伊賀市音羽733番地の１
債務者　岡崎さやか
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市戸賀町47番地５（209号）
債務者　武田　吉生
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１００６号
京都市左京区上高野沢淵町６番地１
債務者　宮部　純二
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１０７４号
京都市西京区嵐山朝月町53番地３　ハウスくらもと　301号室
債務者　永岩　節子（旧姓小濵）
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１２６号
京都市山科区小山姫子町17番地15
債務者　杉本真也香（旧姓坂口）
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１１３３号
京都市山科区椥辻西浦町12番地　ハイツ川井201
債務者　中野　雅章
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第１５６号
鳥取県米子市大崎630番地３
債務者　矢倉　奈美
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和８年（フ）第１４７号
島根県松江市美保関町美保関453番地１
債務者　鵜鶏　千秋
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
松江地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１１６号
山口県下関市秋根西町２丁目９番10号　カーサ梅本　106号
債務者　中谷　通元
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和８年（フ）第３１７号
愛媛県松山市和泉南４丁目13番39号　サンハイツ三番館202号
債務者　丸山　　清
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６４号
福岡県田川市大字奈良1797番地８　後藤寺西団地４－４－１
債務者　松田　兼次
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第６６号
福岡県田川郡香春町大字香春1711番地３、前住所北九州市小倉南区沼本町二丁目13番26号
債務者　曽我　克彦（旧姓近藤）
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
福岡地方裁判所田川支部

令和８年（フ）第４７４号
大分市東津留１丁目３番５－302号　フロイデつる
債務者　宮本　紗耶
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第９６号
大分県宇佐市大字久兵衛新田38番地の５
債務者　花咲　俊哉
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第１０１号
大分県宇佐市大字上庄717番地　糸口通勤寮、前住所大分県中津市大字上宮永1152番地
債務者　小野　　香
１　決定年月日時　令和８年９月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第３５６号
宮崎市波島２丁目12番23－１号、前住所兵庫県姫路市白浜町宇佐崎北３丁目260番地　フィオーレ白浜Ⅱ202号
債務者　亀﨑　　樹
１　決定年月日時　令和８年９月24日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５２号
栃木県那須塩原市沼野田和494番地１　稲荷ハイツ207号、前住所福島県郡山市熱海町安子島字薬師堂36番地
債務者　松村　敦子（旧姓：幸田）
１　決定年月日時　令和８年９月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
宇都宮地方裁判所大田原支部